

【国民健康保険税の算定について】

$$\text{国民健康保険税} = \text{基礎課税額（医療分）} + \text{後期高齢者支援金等課税額（支援分）} + \text{介護納付金課税額（介護分）}$$

$$\text{基礎課税額（医療分）} = \text{所得割額} + \text{均等割額} + \text{平等割額}$$

$$\text{後期高齢者支援金等課税額（支援分）} = \text{所得割額} + \text{均等割額} + \text{平等割額}$$

$$\text{介護給付金課税額（介護分）} = \text{所得割額} + \text{均等割額} + \text{平等割額}$$

（*介護給付金課税額は、40歳以上64歳以下の方が対象です）

【国民健康保険税計算例】

●例 家族構成 夫婦（世帯主42歳、配偶者38歳）小学生2人

（前年度の所得等）世帯主：営業所得2,100,000円 配偶者：給与所得600,000円（給与収入1,150,000円） 小学生：所得なし

（医療分）加入者全員

- 所得割額
2,100,000 - 430,000（基礎控除） = 1,670,000円
600,000 - 430,000（基礎控除） = 170,000円
所得割算出基準額
1,670,000 + 170,000 = 1,840,000円
所得割額
1,840,000 × 8.2% = 150,880円・・・①
- 均等割額（被保険者数4人）
4 × 20,000 = 80,000円・・・②
- 均等割額（1世帯当たり 21,500円）
21,500円・・・③

医療分 年税額（100円未満切捨て）
①+②+③ = 252,300円

（支援分）加入者全員

- 所得割額
2,100,000 - 430,000（基礎控除） = 1,670,000円
600,000 - 430,000（基礎控除） = 170,000円
所得割算出基準額
1,670,000 + 170,000 = 1,840,000円
所得割額
1,840,000 × 2.8% = 51,520円・・・①
- 均等割額（被保険者数4人）
4 × 7,000 = 28,000円・・・②
- 均等割額（1世帯当たり 6,500円）
6,500円・・・③

支援分 年税額（100円未満切捨て）
①+②+③ = 86,000円

（介護分）40歳～64歳の方（例では夫のみ）

- 所得割額
2,100,000 - 430,000（基礎控除） = 1,670,000円
所得割算出基準額 1,670,000円
所得割額
1,670,000 × 3.0% = 50,100円・・・①
- 均等割額（被保険者数1人）
1 × 9,300 = 9,300円・・・②
- 均等割額（1世帯当たり 5,300円）
5,300円・・・③

介護分 年税額（100円未満切捨て）
①+②+③ = 64,700円

●保険税年税額（医療分） + （支援分） + （介護分） = 403,000円 ※納税義務者は世帯主となります。